

## コミットメントに基づく規範性理解の構造

### R. ブランドムによる推論主義のプログラムをめぐって

三谷 尚澄

序

よく知られるとおり、「実践的推論」や「行為の理由」をめぐる現代のメタ倫理学的研究は、その前提として「人間の心理に関するある標準的な見方」をもっている。すなわち、人間の心理状態には「信念」と「欲求」という二つの主要な形態があり、われわれの「行為」(ないし「行為の理由」)をめぐる哲学的記述は、これら二種類の心的状態に言及しつつ行われる必要がある、という考え方である。前者は、「世界の実際のあり方」を表象することをその機能とする。後者は「世界がいかにあるべきか」を表象する心的状態であり、われわれの行為を通じて世界に実現されるべき状態をめぐる心的状態である。

ヒュームを代表とする経験主義的伝統は、行為の規範的諸原理に先だつ欲求や選好の存在を強調することによって、われわれの行為の「規範的理由」の成立構造を説明づけようとした。選好や欲求だけが「それ自体において動機付ける(intrinsically motivating)」(intrinsically motivating)力ないし性質をもつ。それゆえ、行為の理由のあり方を完全に表現するためには、行為者がなにを望んでいるかが特定されていなければならない。すなわち、行為者の抱く欲求の存在へと説明が還元されるのでなければ、行為の理由の「規範的権威」をめぐる完全な説明が与えられたことにはならない。「人間の心理に関する標準的なヒューム主義の見解」によれば、これこそが人間の行為者性をめぐる根本的な前提であるとされてきたのである。

しかし、同時に、「行為の理由」を説明するヒューム主義的な説明が、さまざまな問題点を孕んでいることも事実である。典型的なものとして、例えば、「信念」と「欲求」をめぐるヒュームの図式は「事実と価値の二元論」を含意するが、そこから結果的に「価値の問題は感情の投影にすぎず、その問題を合理的に論じることはできない」、という論理実証主義者たちの結論が引き出されてしまう、という批判を挙げることができる<sup>(1)</sup>。あるいは、人間の合理的行為の審級を諸個人の欲求に還元する立場からは、合理的規範がもつ社会的次元を取り扱うことが困難となる、という問題点が指摘されることもある。

さて、人間心理をめぐるヒュームの標準的見解とは異なった それゆえ、ヒューム主義の抱える問題点をうまく回避できる可能性をもった 角度から、合理的行為者性(rational agency)ないし実践的推論の問題にアプローチしている哲学者の一人に、現代アメ

リカの言語哲学者、ロバート・ブランダムがいる。ブランダムは、ヘーゲルやセラーズを発想の源としつつ、規範性理解をめぐる独自の理論体系を構築していることで知られるのだが、「推論主義」と総称される彼の立場から実践的推論の構造が分析されるとき、

欲求や選好の概念はその特権的地位を剥奪され、派生的で周縁的な種類の規範的権威をもつものとしてその座を得る。認証とコミットメントが 合理性一般の場合と同様 合理的行為者性の中心に位置するのである。そして、傾向性が合理的行為に關与するのは、合理的行為者が傾向性を合理的適切さを構成する一要素としてもちこむかぎりにおいてのことであって、その逆[すなわち、ヒューム主義者の想定する順序]ではない。(Brandom, 2000, p. 31; 以下(AR31)のように略記。また、[ ]内は引用者による補足。)

このように、実践的推論の本質的機能を、先行・独立する欲求・選好の効率的な充足という観点から理解する「道具主義的」な「ヒューム主義のドグマ」に反対し、その一方、概念の關与しない手つかずの所与ではなく、規範的概念を使用する人間の「社会的実践」ないし「義務論的態度」を中心においた新しい合理的行為のモデルを構築してみよう、というのがブランダムのプログラムである。

さて、「分析哲学をカントの段階からヘーゲルの段階へと導く試み<sup>(2)</sup>」と評されることもあるブランダムの体系的理論について、おもにその「実践的推論」をめぐる分析に検討を加えることが本稿の目的である。しかし、ブランダムの大著『明示化の論理*Making It Explicit*』序文が語るところによれば、彼の体系は「言語と心をめぐる統一的理解を提示する」という理論哲学上の課題を第一のテーマとするものであり(Brandom, 1994, p. xxiii; 以下MIExxxiiiのように略記)、また、さらには、「センチエンスという生物学的現象ではなく、サピエンスをもち、概念を使用する合理的存在者としての人間」(MIE5-6; AR2)とは何かを明らかにする、という古典的にして野心的な目標までもがそのプロジェクトには含まれている<sup>(3)</sup>。そこで、ブランダムの理論がもつこのような体系的特徴を考慮しつつ、本稿では、(1) 推論主義と呼ばれる彼の体系的理論について、言語哲学・心の哲学のバックグラウンドにまで遡りつつ概観し、(2) 彼の「非ヒューム的な実践的推論」のモデルに関する検討を行う、という順序で論述が進められる。

## サピエンス・理由の空間・推論主義

ブランダムの根本的関心は、「サピエンスをもちた存在者としての人間」をセンチエン

スをもっただけの動物から区別する、という古典的な問題のうちに存している。そして、ブランダムにおいて、われわれがサピエンスをもち、概念を使用する動物であるということは、われわれが「理由」のもつ規範的拘束力に従う存在者である、ということと同義の事態として理解される。すなわち、ある存在者の行動を説明するさい、信念や欲求といった志向的状态をその行動の(「原因」ではなく)「理由」として帰属させるかぎりにおいて、われわれはその存在者が「サピエンスをもち」と判断しているのである。自分たちを「理由の空間」の中に位置する存在者として同定するということ、すなわち、「理由を与え/求めるゲーム」の参加者であるということ、このことが、「概念を使用し・サピエンスをもち存在者」を同定するさいにブランダムの訴える規準なのである(MIE5)。

さて、「理由を与え/求めるゲーム」をめぐる根本的態度は、概念的なものの本性をめぐるブランダムの根本的思考、すなわち、「概念内容をもつ」ことを「推論において役割を果たすこと」として理解する「推論主義」のプログラムへと直結している<sup>(4)</sup> (AR36)。『明示化の論理』劈頭の献辞が示すとおり、ブランダムの体系はセラーズの強い影響下に書かれているのだが 『明示化の論理』は恩師ローティと並んでセラーズに捧げられている

、ブランダムによれば、彼の採用する「概念的なものに対する推論主義的アプローチ」こそ、われわれがセラーズの『経験論と心の哲学』から学びうる最も重要な教えの一つなのである。では、「ローティと並ぶ左派セラーズ主義者」ブランダムの体系を特徴づける、「概念的なものをめぐるセラーズの中心的思考」とは、いったいどのようなものなのか。

この点を理解するために、「このボールは赤い」というような「非推論的報告(noninferential reports)」を題材として考えてみることにしよう。例として、赤いものをみたら「それは赤い」というように訓練されたオウムと、同様の状況に対して本当の意味で非推論的報告を行うもの(genuine noninferential reporter)という二通りの存在者を考えてみよう。両者とも、刺激の違いに応じて異なった反応を示す限りにおいて、信頼するにたる傾向性なり能力をもつものとみなすことができる。あるいは、特定の刺激がある種の反応を繰り返し生じさせるための条件となっている、という点で両者のあいだに違いはない。では、両者の相違点をどこに見出すことができるのだろうか (MIE88; AR47f.)。

異なった色刺激への反応として、たんなる「反応的分類」を示すオウムと「概念的分類」を行う「非推論的報告者」の違いを理解する鍵を提供するのが、「ある概念を理解するとは、その概念を含んだ推論の使い方を実践的に習得していることである」(MIE89)という「概念内容をめぐる推論主義」の発想である。あるいは、オウムには欠けていてわれわれの報告者には備わっている本質的要素として、自らの非推論的報告を推論によって明晰化する(inferential articulation of noninferential reports)という能力の存在に訴えることが、ブランダム

のいう「セラーズの中心的思考」を構成しているということである。

色に関する「概念的分類」を行うことのできないオウムは、「その概念から何が帰結し、またその主張はどのような概念からの帰結であるのか」に関する推論をマスターしておらず、それゆえ「赤」という概念を含んだ推論を行うことができない。すなわち、このオウムは、「あれは赤い」という発話を「あれは緑だ」と両立しえないもの、「あれは深紅色だ」から帰結するもの、「あれは色がついている」を含むもの、などとして扱う能力をもたない(MIE89)。あるいは、色に関する「たんなる反応的 분류」をしか行いえないオウムの発話は「さらなる主張のための理由として用いられないことがない」(MIE214)。非推論的報告を行う場合であっても、それが本当の意味で「報告」であるためには、その報告が理由の空間の中に位置づけられ、それ以外の概念とのホーリスティックな推論関係のもとに入らなければならない。つまり、ひとつの概念を使用するには多くの概念を理解していなければならないのであるが、センチエンスのレベルでしか「赤」を把握しないオウムには、「赤」という概念内容を一つの結節点とする諸概念の推論的ネットワークを構成する能力を認めることができないのである。

#### 規範的プラグマティクス・推論主義的意味論・義務論的スコアキーピング

このように、「ある概念を理解するとは、その概念を含んだ推論の使い方を実践的に習得していることである」と考えるのが推論主義の根本的発想である。そして、概念の内容をその概念が推論において果たす役割として特定する「概念役割意味論」について、『明示化の論理』を要約した文章の中でブランドム自身はこう語っている。

私の著作は、言語表現の意味をそれらの使用という観点から説明しようと試みるものである。そして、社会的実践の解明から始めるということ、すなわち、社会的実践が言語特有の実践(specifically linguistic practice)としての資格をもつために示さなければならない特定の構造をつきとめること、このことがこの本の説明上の戦略をなしている……。私のこの戦略は、結果としてある種の概念役割意味論(conceptual role semantics)を導くが、この理論は……。発話行為を産出し、消費する現実世界における実践のうちにかたく根を下ろしたものである……。(Brandt, 1997, p. 153)

「使用」の観点から概念内容を説明する、とは、その「使用」が「社会的実践」といわれていることから把握されるとおり、「主張 assertion」をその典型とする「発話行為」を通じて各行為者がみずからの主張を正当化し、また、他者の主張に正当性の理由を求める過

程 「理由を与え/求めるゲーム」 の観点から言語の意味を把握しようとする態度のことである。また、われわれが実践的に行う推論には、ほとんどの社会的実践と同様、「正しい・適切な」推論と「正しくない・不適切な推論」があり、これらの言語実践は規範に統治された(norm-governed)性格をもつ。すなわち、「言語の使用方法をマスターする」とは必然的に「推論においてその概念を正しく・適切に使用」することでなければならないのだが、ここから、「言語の正しい・適切な使用の仕方」をめぐるブランダム分析には「規範的プラグマティクス」という名前が与えられることになる。

また、「使用」の観点から「意味」にアプローチする、という戦略は、言語の遂行的知識(know-how)に暗黙的に含まれた事実に知識(know-that)を明示的に析出する過程としても特徴づけられる。これは、「実践において述べられたこと」が暗黙的に(implicitly)含んでいる内容を、典型的には that 節の形式で「明確に述べる(say explicitly what is said)」こと、もしくは、その内容を「明示化する(make it explicit)」こととして概念の意味を分析しよう、という発想である。そして、概念の使用に先行し/使用とは独立に成立している概念の意味に訴えるのではなく、概念の使用という実践に定位し、その土台の上に概念内容についての理解を打ち立てようとする分析のあり方に、ブランダムは「プラトニズムではなくプラグマティズムの伝統に属するもの」としての性格づけを与えている(AR4)。

このように、ブランダムのアプローチは、われわれが行うこと(what we do)としての発話行為を規範的分析の出発点とするが、このことから、なんらかの命題を「真とみなす」あるいは「真として扱う」という各参加者の「規範的態度」がわれわれの言語実践を特徴付ける基本的な構成要素として指定されることになる。ここで、理由の空間における言語実践には適切な形態と不適切な形態のものがある、という論点から理解されるように、「主張する」というわれわれの実践的行為は、「行ってもよいこと/よくないこと」という「義務論的ステータス」を伴う「義務論的態度」としての性格をもつ。すなわち、推論主義の発想に従うなら、「概念内容をもつ」ということは「推論の前提と帰結としての役割を果たすこと」として理解されるのであるが、ここからは、前提における主張のあり方に応じて帰結として使用することのできる主張内容とそうでないものが区別されるということ、あるいは、許可される推論と許可されない推論という「義務論的ステータス」がそれぞれの主張内容に割り当てられる、という主張が導出される(AR37)。

また、ブランダムは、われわれの実践的態度に割り当てられる「義務論的ステータス」には「コミットメント」、「権限(entitlement)」、「割り当て(attribution)」、「引き受け(undertaking)」の四種類があるといい、これら四つのスコアを使用した「義務論的スコア記録(deontic scorekeeping)」の観点から推論主義的な概念分析のあり方が説明されるのだとしている。

野球のスコアを考えると、カウント1ストライク2ボールの後、ピッチャーがストライクをとることは2ストライク2ボールが記録されるべきことを意味し、カウント2ストライク2ボールの後にストライクが記録されることで、そのバッターには三振が記録され、それゆえそのバッターはそれ以上打席に立ち続ける権限を喪失する。それと同様、ある発話者が「レオはライオンである」という主張を行った場合、その発話者には「主張によるコミットメント(asserttional commitment)」を「みずから引き受けた(undertaking the commitment oneself)」という義務論的スコアが記録され、この記録に基づいて発話者以外の人間にはその発話者に当該のコミットメントを「割り当てる(attribute)」ための許可が与えられることになる。例えば、「レオはライオンである」という主張に対する「コミットメントを引き受けた」という義務論的スコアが記録されることで、この発話者には われわれの言語実践を統治する暗黙的規範に従うかたちで 「レオは哺乳類である」というさらなる主張を行うことへの「推論的権限(inferential entitlement)」が与えられ、また、「レオは魚である」という主張への権限が排除(preclude)されることになるであろう(AR43)。

#### 質料的推論と論理学の表現主義的理解

以上のように、「論弁的实践のなかに暗黙的に存しているコミットメントを明示化する(make explicit the commitments that are implicit in our discursive practice)」、あるいは、「社会的・言語的实践から概念内容を確定する」というスローガンのもとに展開されるブランダムのプログラムは、コミットメントや権限などの義務論的ステータスを使用した「義務論的スコアの記録」という観点からその具体的枠組みが説明される。ただし、ここで、義務論的スコアが記録されるさいの「推論」ということで、ブランダムは古典論理学における「形式主義」的な意味における推論ではなく、セラーズに由来する「質料的推論(material inference)」のことを理解している、という点を銘記しておくことが重要である。

通常の「推論への形式主義的アプローチ」(AR53)において、「雨が降っている。それゆえ、道がぬれるだろう」という推論は「省略三段論法」として扱われる。この推論は、「雨が降ったら道がぬれるだろう」という仮言命題を隠れた前提としていて、この隠れた前提が補われてはじめてこの推論は形式的に完全な推論になる、というわけである。一方、「ピッツバーグはプリンストンの西にある。それゆえ、プリンストンはピッツバーグの東にある」という推論、あるいは、「いま稲光がみえた。それゆえ、もうすぐ雷の音が聞こえるだろう」という推論を、それ自体「質料的な意味において正しい推論である」として承認するのが質料的推論のモデルである。推論に備わる形式的構造ではなく、「西」・「東」・「稲光」・「雷の音」といった概念の内容がそれ自体単独で推論の正しさを保証するのであり、こう

いった「非論理的ボキャブラリー」を含んだ推論を適切に使用・認証することができる、という事態こそ、概念の内容を理解している、あるいは、その使い方をマスターしている、というときにセラーズ/ブランダムが念頭においている事態なのである(AR52)。

また、質料的推論の発想からは、「仮言命題」や「条件文」をパラダイムとする「論理的ボキャブラリー」に特有のはたらきは、われわれが非論理的ボキャブラリーの水準で暗黙的に認証していた推論の正しさを「明示化する」ことに求められる、という「表現主義」のテーゼが導かれる。すなわち、われわれが日常の言語的实践を通じて暗黙的に行っていた(what we do implicitly)推論における非論理的ボキャブラリーの役割を、条件文というかたちで明示的に述べる(say explicitly)という過程の中に、「表現主義的に理解された論理学(expressivist understanding of logic)」はその特有の機能を見出すことになるのである(AR81)。

## 二種類のコミットメントと実践的推論の質料的特性

言語の意味/概念の内容をめぐる推論主義的アプローチの基本的枠組みを以上のように見定めたとところで、本稿の第二の課題である合理的行為者性をめぐる分析へと話を進めることにしよう。

第一に確認しておくべきは、ブランダムという「論弁的(discursive)コミットメント」には、これまでに扱ってきた「認知的信念に関わるコミットメント[信念的コミットメント](doxastic commitment)」に加えて、「実践的」な種類のコミットメント 行為しようとする「意図」に対応するものが存在し、これらの実践的コミットメントもまたその他の信念的/実践的コミットメントとの義務論的推論関係を形成する、という点である。例えば、「わが家には車がない」という信念的コミットメントは、「今日の午後は妻を空港まで車で送るつもりだ」という実践的コミットメントへの権限を排除するであろう。同様に、「妻を空港まで送る」という実践的コミットメントの引き受けは、「今日の午後は昼寝をのんびり過ごすつもりだ」というコミットメントへの権限を排除することになる(MIE233ff.)。

以上の前提をもとに、ブランダムによる実践的推論の分析を次のような具体的モデルに即してみよう。

・傘を開いたときにだけ、私は濡れずにすむだろう。だから、私は傘を開くつもりである(I shall open my umbrella)。

・私は銀行員で職場に向かうところである。だから、私はネクタイを着用するつもりである(I shall wear a necktie)。

・うわさ話をくり返していると、意味もなく人を傷つけてしまう。だから、私は

うわさ話をくりかえさないつもりである(I shall not repeat the gossip)。

これらの推論において、それぞれ、結論部に登場する「つもりである(shall)」が行為に対するコミットメント(意図)を、そして、前提における認知的信念(doxastic premises)がその行為の理由を記述するものとなっている。すなわち、認知的信念から実践的意図への移行を示すタイプの推論が、「実践的」な推論とされているわけである(MIE245f.)。

実践的推論のデイヴィドソンの理解からすると、これらはすべて省略三段論法であって、信念と意図を橋渡しするためには、(a)私は濡れずにいることを望む(want / desire / prefer) / (b)銀行員はネクタイを着用する義務がある(are obliged / required to) / (c)意味もなく人を傷つけることは間違っている / 傷つけることをするべきではない(It is wrong to .../ one should not ...)等の「賛成的態度(pro-attitude)」が推論の前提として付け加わらなければならない<sup>(5)</sup>。あるいは、賛成的態度が付け加えられなければ行為の理由が完全な形で記述されたことにはならない。これは、理論的推論において扱ったのと同型の問題、すなわち、推論が形式的意味において「妥当」ないし「完全」になるためには質料的推論に隠れた前提を付け加えなければならない、という論理学上の問題が、実践的推論をめぐる文脈においても姿を現している、ということの意味しているであろう(MIE246f.)。

しかし、認知的内容に関わる推論の場合と同様、推論の正しさはかならずしもその形式のおかげで確保されるのではない、というセラーズの教訓がここでも有用である。すなわち、上記三つの推論を「質料的推論」として理解することで、推論の形式、あるいは行為の理由の「不完全さ」をめぐるわれわれの懸念は解消されることになるはずなのである。

さきにもたとおり、推論における条件文のはたらきは、推論の質料的適切さ(material propriety)に関する暗黙的認証(implicit endorsement)でしかなかったものを、主張(claim)の形で明示化することとして理解される。すなわち、条件文を用いないときには推論を正しいものとして扱っている(implicitly do)だけであったのが、条件文という論理的イデオロムの表現力を用いることによって、それらの推論が正しいものであると「明示的に述べる(explicitly say)」ことができるようになる。言い換えるなら、非形式主義的に理解された論理学において、論理的ボキャブラリーとしての「条件文」に求められる役割は、あくまで質料的推論がもつ正しさを明示的に「表現する」ことにとどまるのであって、「隠れた前提」がなくてもよい推論と悪い推論を区別することは可能なのである(MIE248)。

では、「雨が降っている | 道路が濡れるだろう」という理論的推論の場合と同じく、「雨が降っている | 私は傘を開くつもりである」という実践的推論は省略三段論法ではない、ということを読得的に示すにはどうすればよいのだろうか。

デイヴィドソン主義者は後者の推論を不完全なものだというであろう。というのも、映

画に登場するジーン・ケリーのように私が濡れたいと思っている場合、この推論は成立しないことになるからである。しかし、濡れたくない、という欲求と両立しない前提を付け加えることで推論が成立しなくなることがあるからといって、濡れたいという欲求が推論の隠れた前提として機能している、ということにはならないはずである。というのも、この論法が成り立つのは、単調性をもった推論が対象とされる場合 すなわち、「 $p \supset q$ 」がよい推論であることが「 $p \& r \supset q$ 」の推論もよいものである、ということを保証する場合 だけだからである。すなわち、「 $p \supset q$ 」なのに「 $p \& r \supset \neg q$ 」がでてはまずいから、最初から適切な  $r$  が入っているのではなければならない、と主張することができるのは、あくまで単調論理のモデルを前提とした場合だけの話なのである(AR87)。

ところが、質料的推論は(われわれが日常的に行っている推論や、さらには個別科学における推論でさえ)一般に単調性をもたないのであって、「 $p \supset q$ 」から「 $p \& r \supset \neg q$ 」が導出されることを許容する性格をもつ。例として、次の推論の組み合わせを考えてみよう。

1. 私がこの乾燥した、しっかりとした(well-made)マッチをすれば、マッチには火がつくだろう。(  $p \supset q$  )
2.  $p$  であり、かつ、そのマッチが非常に強力な電磁場の中にあるならば、マッチには火がつかないだろう。(  $p \& r \supset \neg q$  )
3.  $p$  かつ  $r$  であり、かつ、マッチがファラデー・ケージの中にあるならば、マッチには火がつくだろう。(  $p \& r \& s \supset q$  )
4.  $p$  かつ  $r$  かつ  $s$  であり、かつ、部屋から酸素が排出されているならば、マッチには火がつかないだろう。(  $p \& r \& s \& t \supset \neg q$  )

このように、われわれが実際に行っている推論は、前提を付け加えることで結論が揺れ動く(oscillate)という性質をもつのであって、形式的推論の要請する単調性という特徴をもたない。「私は濡れたいのだ」という前提を加えることで推論が成立しなくなる、というヒューム主義者の批判は、「推論は単調でなければならない」という誤った論理学観に基づくものであり、それゆえ質料的推論の枠組みに基づく限り「私は濡れたくない」という前提を付け加えることなく先の推論の妥当性を承認することは十分に可能なのである(AR88)。

### 規範的ボキャブラリーの表現的役割

さて、実践的推論をめぐるブランダム分析を導く根本的発想は、理論的推論における論理的ボキャブラリーの場合と同様、「欲求・義務・べき」などの規範的ボキャブラリーは、実践的推論の適切さをめぐる「認証を明示化する」ことをその役割とする、というものである。すなわち、「賛成的態度」として記述される規範的ボキャブラリーのはたらきは、「不

完全な理由を完全にする隠れた前提」としてではなく、「推論を暗黙的に支えている認証のあり方を明示化する」という「表現的役割」の観点から理解されている。ここで、このようなブランドムの説明上の方針について銘記しておくべきことは、規範的ボキャブラリーによる認証の明示化が行われることで、暗黙的に「行われて」いただけだった推論の認証が、実際には「どのようなパターンの認証であったのか」が明示的に「述べられる」ようになる、という点である。この点を、先にみた三種類の実践的推論を例に確認してみることにしよう。

まず、<sup>1</sup>についてであるが、この推論に「権限を保存する」推論としてのスコアをつけた記録者は、そのコミットメントを割り当てたAに対して、暗黙的に、「濡れずにいたい」という欲求なり選好を割り振っていることになるであろう。これは、<sup>2</sup>が暗黙的に認証している「意欲に関わる(conative)コミットメント」が、前提における信念的コミットメントと結論における実践的コミットメントを架橋する「推論的コミットメント」として機能していることが、規範的ボキャブラリーの表現的機能を通じて明示化される、ということである。そして、<sup>3</sup>を支える推論的コミットメントがAの選好として明示化される場合、<sup>4</sup>に「権限を保存する」というスコアを割り振った記録者は、それと同型の推論「車の中に/屋根の下にとどまることが私を濡らさずにすむ。だから、私は車の中に/屋根の下にとどまろう」など<sup>5</sup>に、権限を保存する推論としてのスコアを割り当てることになるであろう(MIE248f.)。

次に、<sup>6</sup>の場合、(b)の記述する「規則」や「要求」等の規範的ボキャブラリーは、この推論の暗黙的認証が、銀行員としてのステータスをもつことに関わるのであって、特定の選好を示すことには関わっていない、ということを示している。<sup>7</sup>において、ある人Aにネクタイをしめるよい理由があるかどうかは、その人が問題となっている「社会的ステータス」を占めているかどうかによるのであって、ネクタイをしめることに対する選好をもつかどうかはここでは問題とならない。また、この種の実践的推論の認証は、<sup>8</sup>が「どの銀行員にとっても」よい推論であるとみなすことであるから、<sup>9</sup>に「権限を保存する」義務論的ステータスを割り振った記録者は、「私は仕事に行く銀行員なのだから道化の格好はしないつもりである/髪をとかすことにしよう」等の推論が、銀行員という社会的ステータスをもった人全員に対して権限を保存する推論的コミットメントである、という義務論的スコアを記録するであろう(MIE251)。

最後に、<sup>10</sup>を代表とする推論は、<sup>11</sup>とは違ったパターンの推論的コミットメントを示している。<sup>12</sup>がAに対して権限を保存する、とみなす記録者は、選好や社会的ステータスに関わらず、<sup>13</sup>は誰にとっても権限を保存する推論である、とみなすことになるであろう

う。すなわち、(c)に登場する規範的ボキャブラリーの「べき」は、 に対する認証が選好や社会的ステータスにかかわらず成立する「無条件的」コミットメントであることを明示化する役割を担わされているのである(MIE252)。

さて、以上の分析は、それぞれ、賢慮的(prudential)( 道具的instrumental )、制度的(institutional)、無条件的(unconditional)なパターンの推論的コミットメントが存在し、これらのパターンに応じる仕方で信念的コミットメントから実践的コミットメントへの推論的移行が暗黙的に認証されている、ということを示している<sup>(6)</sup>。あるいは、権限を保存する推論的コミットメントには賢慮的・制度的・無条件的の三種類が存在し、コミットメントの概念を中心として理解される「べき」の使用法には三種類の違った合理的「べき」がある、ということを示している。

さて、ここで重要なのは、これらの種類の「べき」を、どんなものであれ一種類の形式に押し込める必要はない、という点に注意しておくことである。たとえば、ヒューム主義者はすべてを賢慮型に同化・吸収し、(b)・(c)の前提があるときも ・ の推論は不完全であると主張するであろう。すなわち、随伴する欲求がない場合、社会的ステータスや義務がそれだけで「完全な」行為の理由を与えることはない、というだろう。また、カント主義者であれば、すべての行為の理由を第三のパターンに同化吸収し、 のようにたんなる欲求が行為の「完全な」理由を与えることはない、と主張するであろう。しかし、上にみてきたような推論的コミットメントの分析をみると、 ・ ・ はそれぞれ単独で信念的コミットメント( 認知的信念 )から実践的コミットメント( 意図 )への推論的移行を十分に説明しているのであって、すべてを一種類の合理的「べき」へと還元すべきアприオリな理由は見当たらない。この場合、むしろ、すべての推論パターンを一種類の型に押し込めようとする理論の側にこそ、プロクルス的な説明の階層を追及し、行為の理由に関してせますぎる理解をしか有していない、というネガティブな評価が与えられることになるのである。

おわりに

以上、そのあり様を見定めてきたブランダムのアプローチは、さまざまな種類の推論的コミットメントを認めることで、社会的実践のあり方に応じたかたちでさまざまな種類の実践的推論の妥当性を確保できる、という点をその大きな特色としている。すなわち、標準的なヒューム主義が主張する個人の内的心理状態( 選好 )だけではなく、社会的ステータスにも、また、カント的な道徳的「べき」にも、そのいずれに対しても実践的コミットメントの引き受けを説明するための十分な規範的重みを承認することができる、という点

に、ブランドムのアプローチがもつ大きな特長を認めることができる。

ただし、「われわれが『言語を用いる』と呼ぶ社会的実践がいかに出現したのかを説明したならば、あなたはすでに心と世界の関係について説明する必要があることのすべてを説明したのである<sup>(7)</sup>」と断言するセラーズの極端な発想を受け継ぎ、「内的心理状態」や「心的表象」等に関する言及を全面的に排除するブランドムの大胆な戦略が、われわれの「規範的行為」一般をめぐる理論としてどこまで有効なモデルを提示しているか、という点については、論じるべき点が多々のこされているといわざるをえない。しかし、この問題は、ブランドム理論の輪郭を過不足なく紹介することを主眼とする本稿に果たしうるところではない。今後の課題が示されたところで、ひとまず稿を閉じることとしたい。

#### 註

(1) cf. Putnam, 2002, pp. 7-45.

(2) Rorty, 1997, p. 9 (邦訳, xi 頁)。

(3) 例えば、ユルゲン・ハーバーマスは、ブランドムの著作『明示化の論理』について、「[『ロールズの』]『正義論』は、1970年代初頭における実践哲学の記念碑的著作であったが、それと同様、『明示化の論理』は理論哲学における記念碑的著作である」というコメントを残している。(Habermas, 2000, p. 322)

(4) もちろん、ここでいわれる「推論主義」の発想は、概念内容を対象の表象であることに求める。「表象」をパラダイムとして認知的内容を説明する。デカルト以来の伝統的・支配的パラダイムを倒立させようとする、哲学的にきわめて重要な構想のもとにある。しかし、「表象や指示よりも推論をマスター・コンセプトとする意味論的伝統」をめぐるブランドムの壮大な哲学史解釈については、今回はふれる余裕がない。

(5) オーソドックスなヒューム主義者は(b)・(c)が入っても不十分だというだろうが、この点については後述。

(6) もちろん、これらはたださまざまな ought の代表的種類であるというだけで、これらが実践的推論のパターンをすべて尽くしたリストになっているわけではない。

(7) Rorty, 1997, pp. 7-8 (邦訳, xi 頁)。

#### 文献

Brandom, R. (1994). *Making It Explicit: Reasoning, Representing, & Discursive Commitment*, Harvard University Press. (MIE)

Brandom, R. (1997). 'Précis of *Making It Explicit*', *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. LVII, No. 1.

Brandom, R. (2000). *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*, Harvard University Press. (AR)

Habermas, Jürgen. (2000). 'From Kant to Hegel: On Robert Brandom's Pragmatic Philosophy of Language', *European Journal of Philosophy*, 8:3.

Putnam, H. (2002). *The Collapse of the Fact/Value Dichotomy and Other Essays*, Harvard University Press.

Rorty, R. (1997). 'Introduction', in Sellars (1997).

Schellenberg, S. (1999). 'Interview of Robert Brandom', *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, January 1999.

Sellars, W. (1997[1956]). *Empiricism and the Philosophy of Mind* (with an Introduction by Richard Rorty and a Study Guide by Robert Brandom), Harvard University Press. (2006, 浜野研三訳, 『経験論と心の哲学』, 岩波書店.)

〔カリフォルニア大学バークレー校哲学科 / 日本学術振興会特別研究員〕